

教育・行政・民間が連携して問題解決へ

ヤングケアラーへの支援強化を

家庭で家事や介護などを担うことで学業や進路に影響が生じている「ヤングケアラー」。その問題解決には、子ども本人だけでなく、家族を含めた支援が不可欠であり、教育・福祉・医療・保健など、多様な機関や職種との連携が必要になる。そうした中で、学校や教育委員会が果たすべき役割は何か。ヤングケアラーの支援に取り組む専門家に話を聞くとともに、各機関と連携しながらヤングケアラーを発見・支援する東京都江戸川区の取り組みを紹介する。

提言

専門機関や民間団体と連携し、子どもを含む家族全体を支援する

一般社団法人ケアラーワークス 代表理事

田中悠美子 たなか・ゆみこ

社会福祉学博士。社会福祉士。2012年から、若年性認知症の親と向き合う子どものコミュニティづくりを展開。2022年、一般社団法人ケアラーワークスを設立。東京都府中市でヤングケアラー支援の自治体モデルづくり等に取り組む。2022年度、埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会議長、東京都ヤングケアラー支援検討委員会委員。一般社団法人日本ケアラー連盟理事を務め、ヤングケアラープロジェクトでヤングケアラーの研究や政策提言等に携わる。



現状

小・中学生、高校生の4～6%にヤングケアラーの可能性

ヤングケアラーとは、本来、大人が担うべき家事や介護などを日常的に行っている18歳未満の子どもを指します(図1)。具体的には、障がいや病気のある家族の看護、家族に代わって家事やきょうだいの世話を担うことなどによって、学業や友人関係、進路などに影響が生じているケースがあります。子どもが担える範囲を超えていても、家族は助かるため、子どもに頼り切っているといた状況が見られます。

家庭により事情が異なるため、ヤングケアラーの判断基準は一律ではありません。子ども本人が看護や家

事を担っていなくても、保護者が障がいや病気のある家族にかかりきりのために十分な世話や配慮を受けられず、過度の我慢を強いられている場合もヤングケアラーと捉えられています。そうした環境で育つと、自分が我慢するのは当然だと思いつ

み、その後の人間関係の形成や社会生活に支障を来すことがあります。

全国規模の調査では、小・中学生、高校生の約4～6%にヤングケアラーの可能性があることが示されました(図2)。35人学級であれば1～2人に相当する割合と考えると、多

図1 ヤングケアラーが行っていることの例

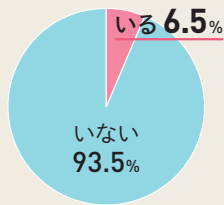
- ◎障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- ◎家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- ◎障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている
- ◎目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている
- ◎日本語が第一言語でない家族や、障がいのある家族のために通訳をしている
- ◎家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている
- ◎アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している
- ◎がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている
- ◎障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
- ◎障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

※こども家庭庁「ヤングケアラーについて」のウェブサイトを基に編集部で作成。

図2 ヤングケアラーの割合

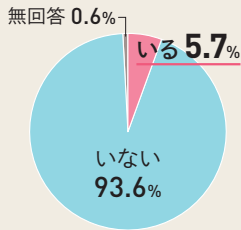
●世話をしている家族の有無

①小学6年生



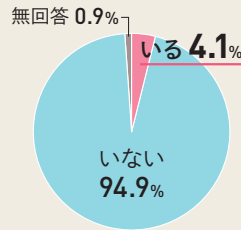
n=9,759

②中学2年生



n=5,558

③高校2年生(全日制)



n=7,407

※①は、日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(厚生労働省 令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業)、②③は、三菱UFJリサーチ & コンサルティング「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(厚生労働省 令和2年度 同事業)を基に編集部で作成。

いと思われるのではないのでしょうか。また、不登校の子どもなどが調査を受けていない可能性があるため、実際にはヤングケアラーの数はもっと多いのではないかと推測されます。

人は「家族のために偉いね」「しっかりしているね」と褒めるだけで見過ごしてきた状況もありました。

国の動きと学校の役割

2024年度まで認知度向上期間 教員は変わった兆候に注意

以上を踏まえ、国はヤングケアラーの支援強化に動き出しました。2021年度に福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを設置して報告書をまとめ、2022～24年度はヤングケアラー認知度向上の集中取り組み期間として、広報・啓発活動を展開しています。当面は「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがある中・高生の割合を2割以下*1から5割まで上げることが目標です。加えて、ヤングケアラーの早期発見やニーズ把握に関するガイドライン、支援マニュアルを公表し、ヤングケアラーの実態調査や関係機関への研修を実施する自治体に財政支援をしています。

国の施策に併せて、自治体の動きも活発化しつつあります。独自の実態調査のほか、ヤングケアラーを支援するために、各部署を横断した会議体を設置する自治体もあります。

ヤングケアラーの問題では、何よ

りその存在を発見することが必要です。そこで、子どもが毎日通う学校の役割が非常に重要になります。

ヤングケアラーは、家庭での看護や家事などと、学校生活を何とか両立させようと必死になっています。しかし疲弊してくると、「遅刻・欠席・早退が増える」「保健室で過ごすようになる」「成績が急に落ちる」「宿題などの提出物が滞る」「表情が暗く、疲れている」などの兆候を見せるようになります。また、「保護者が授業参観や面談に来ない」「家庭からの提出物が滞る」「きょうだいの送り迎えをしている」などの様子から、家庭の状況が見えてくる場合もあります。

ここで、教員に「そうした様子が見られたらヤングケアラーかもしれない」といった意識があると、「家庭で困ったことがあるなら相談してね」と声かけができ、問題発見に結びつきやすくなります。また、中学校では、進路面談で家庭の問題が表面化することもあります。例えば、家庭の事情で希望進路を諦めようとしている生徒がいたら、進路指導の観点では教員が相談に乗り、家族を支援する観点では支援機関につなげば、問題解決の糸口になるかもしれません。

問題発見後、他の教員に相談したり、職員会議で話し合ったりする際には、子どもから得た情報は必ず本人の了承を得てから共有します。例えば、部活動の顧問が生徒から相談を受けた時、よかれと思って、生徒の了承を得ずに学級担任に話すと、「なぜ担任が知っているのか」と、生徒が不信感を抱く可能性もあります。

ヤングケアラーは、「悩みを受け止めてもらえるだろうか」「怒られはしないか」などと悩んだ末に打ち明けるので、非常にデリケートな情報として扱う必要があるのです。

背景にある問題

問題が可視化されない、社会問題と認識されない

ヤングケアラーが生じる背景には、「家庭内のことは家族で対応すべき」といった意識が社会に根強いと、他者に頼りづらい状況があると思われる。加えて、核家族化が進み、親族や地域との関係が希薄化し、家庭が孤立する中で、子どもに負担がかかりやすくなっていると考えられます。

ヤングケアラーの問題の難しさは、その存在が見えにくい点にあります。家族思いで、1人で悩みを抱え込んでしまう子どもは少なくありません。「話しても状況は変わらない」「家族のことを悪く言われたくない」と、周囲に家庭の事情を話せず、問題が可視化されない場合もあります。

また、これまではヤングケアラーが社会問題とは認識されていませんでした。家族の世話をしたり、家事を担ったりする子どもを、周囲の大

*1 三菱UFJリサーチ & コンサルティング「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(厚生労働省 令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業)によると、ヤングケアラーについて、中学2年生は「聞いたことがあり、内容も知っている」が6.3%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が8.8%で、合わせて15.1%、高校2年生(全日制)は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が5.7%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が6.9%で、合わせて12.6%だった。

教育委員会の役割

教員・子ども双方への啓発活動と相談しやすい環境整備を

教育委員会の主な役割は、学校や教員がヤングケアラーに適切に対応するための啓発活動と情報提供です。例えば、専門家を招いてヤングケアラーに関する知識や早期発見・支援の方法などを伝える研修を行ったり、問題発見時に連携すべき機関についての情報を提供したりといったことです。

教員・子どもに啓発活動を行うとともに、家族関係などの悩みがある時に相談できる窓口を設けて周知することも効果的です。現状では子どもの間に「ヤングケアラー」という言葉や考え方は浸透しておらず、ヤングケアラーの可能性があっても自覚していない場合がほとんどです。子どもにヤングケアラーとは何かを説明し、「困ったり悩んだりしたら、先生に相談しよう」とメッセージを送り続けることが大切です。

ある自治体では、児童生徒に配布したタブレット端末に悩みを相談できるシステムを導入しました。画面の「SOS」アイコンをクリックすると、自治体の相談室などにつながり、周囲の目を気にせずに悩みを相談できるというものです。スマートフォンなどからSNSで相談できる仕組みでもよいかもしれません。子どもが助けを求めやすい環境を整備することが、問題の早期発見につながります。

組織的対応

教育や福祉、保健、医療など、組織を横断した支援が必要

ヤングケアラーの問題は、多くの場合、複雑な家庭環境が背景にある

ため、子ども本人だけでなく家族を含めて支援するといった考え方が必要です。学校が単独で解決することは難しく、児童福祉や障がい者福祉、高齢者福祉、保健、医療などの関連機関・職種と連携して、組織的に支えることが不可欠です（図3）。

学校でヤングケアラーの可能性のある子どもを見つけたら、まず家庭の状況を把握します。子どもから話を聞く、学級担任が家庭訪問をするといった対応が考えられます。聞き取りが難しい場合は、スクールソーシャルワーカーに子どもとの面談や家庭訪問を依頼するとよいでしょう。そこから各自治体に設置されている**要保護児童対策地域協議会**（以下、要対協）などと連携すると、その後の支援がスムーズになります。

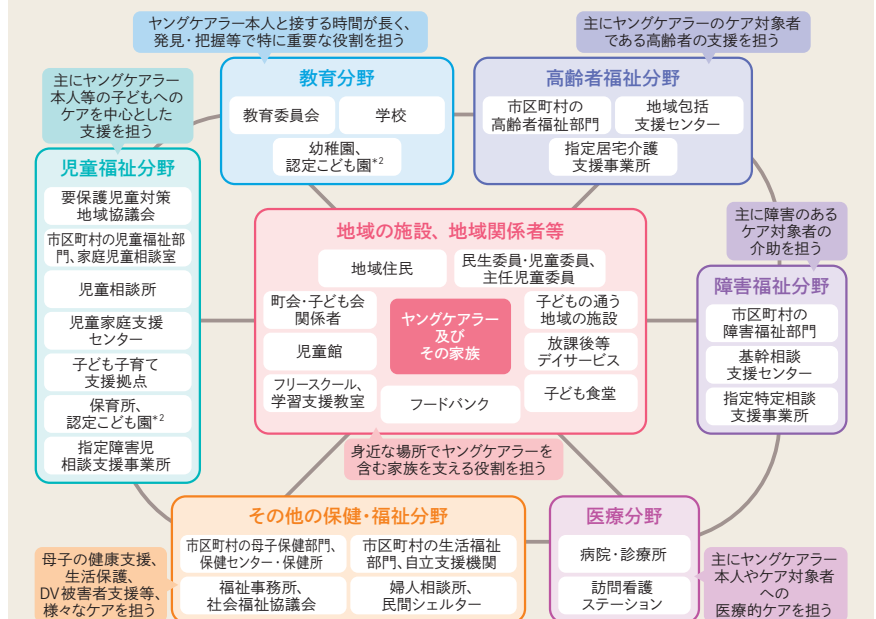
要対協は、行政の各部局や警察のほか、民生委員や主任児童委員を始めとした民間の人材などで構成されてお

り、福祉や医療などと幅広い連携があります。虐待を受けている子どもなど、児童福祉法が規定する「要保護児童」のほか、ヤングケアラーには、「要支援児童」として支援も行います。

例えば、家族の介護で疲れて学校に通いづらいことを、子どもが学級担任に打ち明けたとします。学校は要対協に連絡するとともに、そのメンバーであるスクールソーシャルワーカーが子どもと面談し、家庭訪問をして保護者にも話を聞きます。自治体の福祉部局が支援することで、子どもの負担を減らすことができます。

ヤングケアラーは、個別の家庭の問題ではなく、日本の社会全体で解決すべき問題です。多くの機関や団体が連携して支援する中で、子どもに日々向き合う学校や教育委員会が果たす役割は非常に大きいものがあり、ともに子どもを支えていければと思っています。

図3 ヤングケアラー、及びその家族を支える関係機関



*2 認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる。

※有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」（厚生労働省 令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」）を基に編集部で作成。